

表題部所有者の登記をした旨の公告

下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 15 条第 1 項に規定する登記を行ったので、第 16 条の規定により、公告する。

令和 8 年 7 月 29 日

高松法務局丸亀支局

登記官 松 浦 孝 二

記

1 手続番号

- (1) 第 4 7 0 1 - 2 0 2 5 - 0 0 0 3 号
- (2) 第 4 7 0 1 - 2 0 2 5 - 0 0 0 4 号

2 表題部所有者不明土地に係る所在事項

- (1) 仲多度郡琴平町下櫛梨字堀池 9 3 番
- (2) 仲多度郡琴平町下櫛梨字堀池 9 8 番